

令和8年度

国営総合農地防災事業全体実施設計

吉田川流域地区全体実施設計書作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区全体実施設計書作成業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区における全体実施設計書の作成、三条資格者情報の更新を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、宮城県東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町及び大郷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までには提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-6 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業—農業土木 農業—農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第 1-7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 作業の基本的事項に関しては、次の土地改良事業計画設計基準を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	平成30年 5 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成26年 3 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りがないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 本業務の対象となる施設は以下のとおりである。

- ① 排水機場（新設） 3 箇所
- ② 排水機場（改修） 12 箇所
- ③ 排水路（新設） 1 路線 L=0.5 km
- ④ 排水路（改修） 4 路線 L=3.8km
- ⑤ 水管理施設 1 式

(参考図書)

第 2-3 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画 マニュアル	農業農村整備事業計画研究所	平成29年 3 月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究所	平成15年 8 月

(貸与資料)

第 2-4 条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 部
2	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区統合排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 部
3	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区水管理システム基本設計業務 報告書	1 部
4	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区前川排水機場他基本設計業務 報告書	1 部
5	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場地質調査業務 報告書	1 部
6	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場測量業務 報告書	1 部

7	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務 報告書	1部
8	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区後谷地統合排水機場他基本設計業務 報告書	1部
9	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区前蒲統合排水機場他基本設計業務 報告書	1部
10	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区羽生排水機場基本設計業務 報告書	1部
11	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区事業計画書とりまとめその他業務 報告書	1部
12	国営吉田川流域地区土地改良事業計画書（案）・補足説明資料	1部
13	全体実施設計書 様式例	1部
14	関係市町農地台帳データ（R8年4月時点）	1部
15	関係土地改良区土地原簿データ（R8年4月時点）	1部

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-5条 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

資料の構成は別紙2全体実施設計書の構成に基づくものとする。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	

作業項目	数量	備考
2. 全体実施設計書の作成	1式	
3. 三条資格者情報の更新	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料、共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、図面に記入するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ (全体実施設計書作成作業途中段階)

第3回 中間打合せ (三条資格者情報の更新作業段階)

第4回 中間打合せ (全体実施設計書の取りまとめ段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 等) により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里 6-7-10 古川合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

第 6 章 契約変更及び業務スライドの試行

（契約変更）

第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 総事業費の精査等の検討が生じた場合
- (7) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (8) その他

（業務スライドの試行）

第 6-2 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過したのちに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適切となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこ

の条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の把握	貸与資料等を整理・把握し、本業務実施のための作業計画を樹立する。	○
2. 全体実施設計書の作成	貸与資料「全体実施設計書 様式例」により別紙2の事項について整理を行う。	○
3. 三条資格者情報の更新	「令和7年度吉田川流域地区事業計画書とりまとめその他業務」で整理したGIS属性情報（データベース）における三条資格者の氏名、住所及び権利関係について、貸与資料を基に更新する。また、土地改良区及び農業委員会へ権利者の得喪通知が提出された場合においても、発注者から提供される情報を基に随時更新を行う。 (参考：令和7年4月時点で三条資格者は約3,700人、対象筆数は約26,000筆)	○
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

別紙2 全体実施設計書の構成

構 成	備 考
吉田川流域地区全体実施設計書	
1. 事業概要表	
(1) 事業概要表	貸与資料を基に編集、1 頁程度
(2) 地区概要図	貸与資料を基に編集、1 頁程度
2. 主要構造物設計調書	
(1) 設計調書及び標準図 <ul style="list-style-type: none"> ① 中下・浅井統合排水機場（新設） ② 若針排水機場（改修） ③ 前蒲・藤ノ巻統合排水機場（新設） ④ 山王江排水機場（改修） ⑤ 品井沼排水機場（改修） ⑥ 幡谷排水機場（改修） ⑦ 不来内排水機場（改修） ⑧ 志田谷地排水機場（改修） ⑨ 前川排水機場（改修） ⑩ 羽生排水機場（改修） ⑪ 後谷地・中村統合排水機場（新設） ⑫ 三ヶ内排水機場（改修） ⑬ 桧和田排水機場（改修） ⑭ 西川排水機場（改修） ⑮ 大平排水機場（改修） (2) 排水路 <ul style="list-style-type: none"> ① 中下機械排水路（改修）L=1,111m ② 前蒲排水路（改修）L=76m ③ 後谷地排水路（改修）L=609m ④ 中村連絡水路（新設）L=494m ⑤ 志田谷地排水路（改修）L=1,955m 	貸与資料を基に編集 1 施設あたり設計調書と標準図 の2 頁構成を基本とする
(3) 工事の施工年度割予定表	貸与資料（事業計画書（案）・補足説明資料）を基に編集、1 頁程度
3. 事業費総括表	
(1) 事業費内訳書（内訳：工事費、測量設計費、用地及補償費、船舶及機械器具費、営繕費、宿舍費、工事諸費）	貸与資料を基に編集 費目毎の内訳書4 頁程度

<p>(2) 工事費内訳書（内訳：各排水機場、各排水路、水管理施設、雑工事）</p> <p>(3) 測量設計費内訳書（内訳：各排水機場、各排水路、水管理施設）</p> <p>(4) 用地及補償費内訳書（内訳：各排水機場、各排水路、水管理施設）</p>	
<p>4. 添付図面（A3 版折込み）</p>	
<p>(1) 一般計画平面図</p>	<p>貸与資料を基に編集、1 頁</p>
<p>(2) 主要構造物設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場：平面図、主要構造図 (15 機場×各 1 枚＝計 15 枚) ・排水路：標準断面図、附帯施設構造図 (4 水路×各 1 枚＝計 4 枚) 	<p>貸与資料を基に編集 全 19 枚程度 後谷地排水路＋中村連絡水路について 1 水路×1 枚とする。</p>

別添 位置図

